

## 港区立学校図書館運営業務委託事業候補者の審査基準

### 1 基本的事項

選考は、「港区立学校図書館運営業務委託事業候補者選考委員会」が行う。

一次審査は書類審査、二次審査はプレゼンテーション・ヒアリングによる審査を実施する。審査の実施にあたっては、以下の選考基準に基づいて審査項目を設定し、評価を点数化する。評価点数の合計の高い順に事業候補者を決定する。

### 2 選考基準

審査項目	評価の着眼点
基本理念	・本事業についての認識の適性
事業の企画提案内容	・学校司書業務の趣旨、独自性、効果の期待性 ・実施体制の的確性 ・学校図書館関係者との連携の適性 ・学校司書の監理の適性 ・学校図書館運営業務の適正 ・学校図書館の将来像についての考え
危機管理体制	・緊急時の連絡体制の整備
実績	・専門技術力としての実績、専任制
見積価格	・価格設定の妥当性

### 3 その他

次の要件に該当した場合は、失格とみなし選考審査の対象から除外する。

- (1) 選考審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (2) 提出書類に虚偽または、不正があった場合
- (3) 提出書類等の提出期日を経過してから、提出書類が出された場合
- (4) 提出書類提出後に内容を大幅に変更した場合
- (5) 見積書の金額が事業規模を超えた場合
- (6) その他不正行為があった場合